

釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更（釜石市決定）

釜石都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を次のように変更する

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）					
位 置		岩手県釜石市大町一丁目及び只越町二丁目の全部、大渡町一丁目、大渡町二丁目、大町二丁目、大町三丁目、只越町一丁目、只越町三丁目、大只越町一丁目、大只越町二丁目、天神町、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、東前町、魚河岸及び大字釜石第二地割の各一部					
面 積		約 29.8ha					
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	特定業務施設	約 3.2ha	備考	漁港関連施設、水産加工施設等を配置する。			
	住宅・公益的施設	約 7.2ha		震災前の土地利用を踏まえ、住宅を中心に商業施設、その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設等を配置する。			
	公益的・住宅施設	約 4.8ha		震災前の土地利用を踏まえ、商業施設を中心にその他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設、住宅等を配置する。			
	公益的施設		種 別	名 称	面 積	備 考	
			都市計画駐車場	1号大町駐車場	約 0.39ha	別に都市計画において定めるとおりとする。	
			約 4.1ha	庁舎、文化交流拠点、多目的広場、商業施設、その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設等を適宜配置する。			
	公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			都市計画道路	3・2・1 税関通線	30m	約 140m	これらについては、別に都市計画にてお定めとする
				3・2・2 寺通線	30m	約 150m	
				3・4・5 寺町薬師堂線	20m	約 70m	
				3・4・6 釜石駅東前線	20m	約 1290m	
				3・4・7 松原鳥谷坂線	16m	約 140m	
				3・5・11 只越鳥谷坂線	12m	約 340m	
				3・5・10 魚河岸新浜町線	14m	約 460m	
				3・6・22 只越学校前線	10m	約 460m	
				3・6・23 只越鳥ヶ沢線	10m	約 470m	
				3・6・24 只越大只越線	10m	約 280m	
3・6・26 河岸仲町線				10m	約 190m		
3・6・29 只越青葉線				8m	約 550m		
3・6・32 青葉大町線				8m	約 70m		
地区内道路			大町 6 号線	約 4m	約 100m		
			只越町 5 号線	約 8m	約 50m		
			只越町 6 号線	約 8m	約 120m		
	只越町 7 号線	約 4m	約 60m				
	只越町 10 号線	約 8m	約 180m				

			浜町 3 号線	約 9m	約 70m	
			浜町 4 号線	約 8m	約 60m	
			浜町 5 号線	約 9m	約 260m	
			浜町 10 号線	約 9m	約 50m	
			浜町 12 号線	約 4m	約 50m	
			東前町 5 号線	約 9m	約 120m	
			東前町 11 号線	約 9m	約 40m	
		上記の都市計画道路を骨格として、幅員 3m～9mの地区内道路、歩行者専用道路を適宜配置することにより、本地区の道路網を形成する。				
		公園及び緑地	種別	名称	面積	備考
			緑地	(仮)1 号緑地	約 0.29ha	
				(仮)2 号緑地	約 0.02ha	
				(仮)3 号緑地	約 0.02ha	
			広場	市民広場	約 0.35ha	
			都市計画緑地	1 号青葉通り緑地	約 0.1ha	別に都市計画において定めるとおりとする
		市街地における緑とオープンスペースを確保し、都市景観の向上や中心市街地のにぎわいの創出を図るため、公園と緑地を適宜配置する。				
		その他公共施設	種別	名称	面積	備考
			釜石公共下水道	汐立排水ポンプ場	約 0.24ha	別に都市計画において定めるとおりとする。
			水路 幅員約 3m、延長約 460m 下水道 ①雨水：公共下水道により集水し、釜石湾へ直接放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、流末処理場を経由して釜石湾へ放流する。 上水道 釜石市営水道により給水する。			
		小計	約 10.6ha			
	建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		30m以下			
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		40／10、30／10、20／10			
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		8／10、6／10			

「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理由

公益的施設や特定業務施設等を適正かつ有効に配置するため区画形状等を見直すこと及び道路計画の変更と整合を図るため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を、本案のとおり変更するものである。

変 更 理 由 書

東部地区は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた中心市街地の復興を先導することを目的に、平成 24 年 11 月 30 日に釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を都市計画決定し、その後、地盤の嵩上げによる津波防御の有効性が確認されたことから、平成 25 年 3 月 11 日に、その区域を拡大する都市計画の変更を行っています。また、平成 25 年 8 月 12 日に、津波災害時の円滑な避難のため道路線形及び幅員を見直し、平成 28 年 2 月 9 日に、有効的な宅地整備を目的として、公共施設や住宅・公益的施設等の配置計画を見直し、更に平成 29 年 10 月 2 日に新たな災害公営住宅の整備のため、歩行者専用道路の幅員や住宅・公益的施設等の配置計画を見直す変更を行ったところです。

今般、事業の進捗に伴い本都市計画を再検討した結果、公益的施設や特定業務施設等を適正かつ有効に配置するため区画形状等を見直すこと及び道路計画の変更と整合を図るため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を、本案のとおり変更するものです。

一団地の津波防災拠点市街地形成施設(東部地区)の変更 総括図

平成三十年四月印刷



東日本総合計画株式会社 調製

[illegible]

種別	都市計画道路	路線名	延長(km)	備考
市道	1-3-1	市道第1号線	23.5	13,190
	1-3-2	市道第2号線	2.0	1,000
	2-3-1	市道第3号線	2.0	1,000
	2-3-2	市道第4号線	3.0	70
	2-3-3	市道第5号線	32	1,270
	3-4-4	市道第6号線	20	10,570
	3-4-5	市道第7号線	10	100
	3-4-6	市道第8号線	10	1,930
	3-4-7	市道第9号線	16	1,620
	3-4-8	市道第10号線	16	1,410
幹線	3-5-1	幹線第1号線	30	300
	3-5-10	幹線第10号線	14	400
	3-5-11	幹線第11号線	12	340
	3-5-12	幹線第12号線	15	1,170
	3-5-13	幹線第13号線	12	1,410
	3-5-14	幹線第14号線	12	70
	3-5-15	幹線第15号線	12	70
	3-5-16	幹線第16号線	12	6,020
	3-5-17	幹線第17号線	12	1,880
	3-5-18	幹線第18号線	12	1,880
支線	3-6-20	支線第20号線	14.5	1,130
	3-6-22	支線第22号線	10	910
	3-6-23	支線第23号線	10	3,400
	3-6-24	支線第24号線	10	290
	3-6-25	支線第25号線	10	2,200
	3-6-26	支線第26号線	10	2,200
	3-6-27	支線第27号線	11	1,750
	3-6-28	支線第28号線	6	300
	3-6-29	支線第29号線	8	300
	3-6-32	支線第32号線	8	200

[illegible]

- ◆ 注 意 ◆
- 1 この図面は平成30年 3月 現在のものです。計画は変更することがありますので使用に当たってはご注意ください。
 - 2 この図面は概略図ですので詳細については釜石市役所都市計画課で確認してください。
 - 3 許可なくしてこの図面を複製することを禁じます。

釜石市役

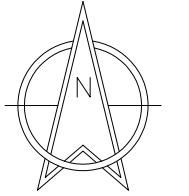
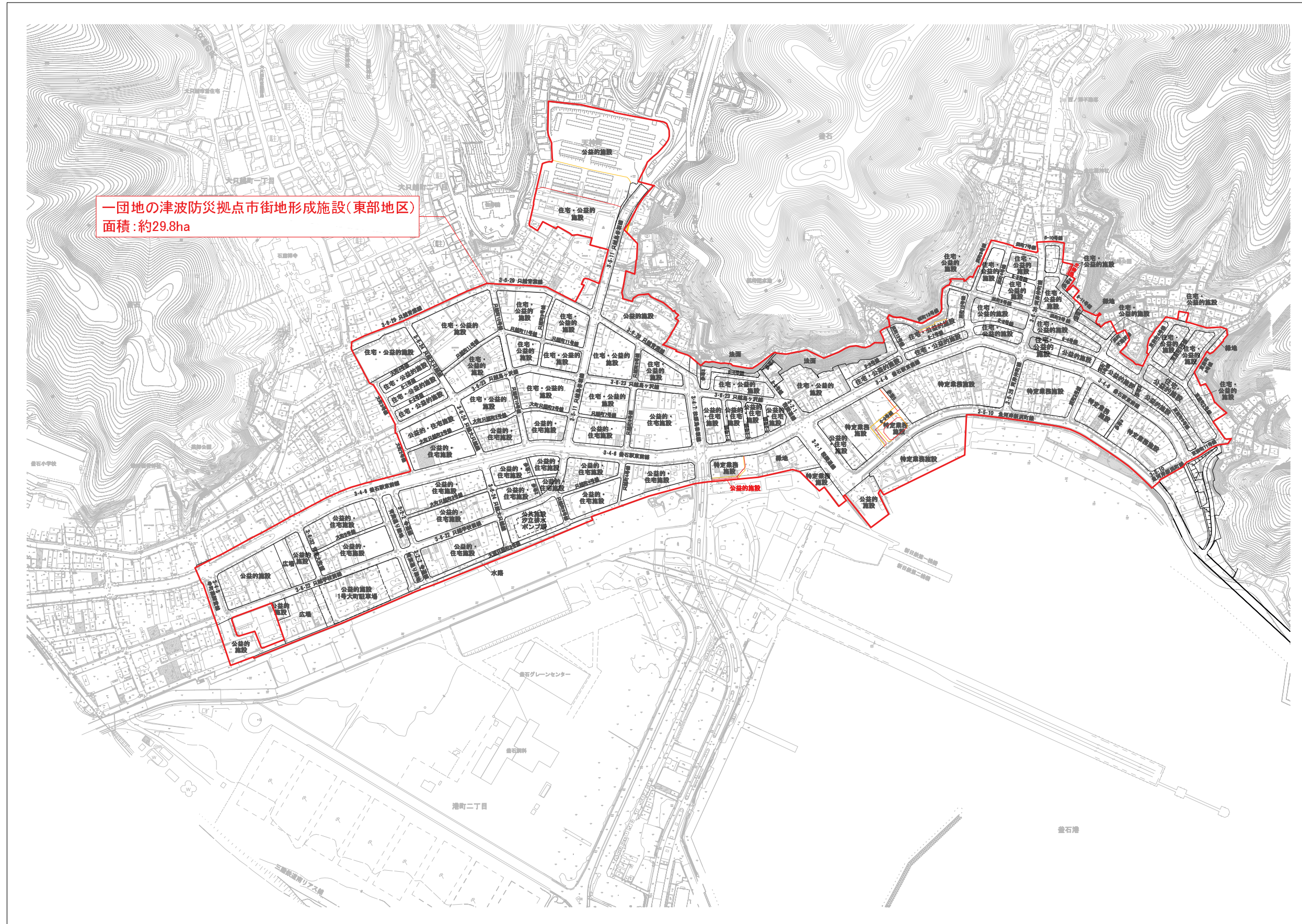
凡 例

变更前

變更後

釜石都市計画

一団地の津波防災拠点市街地形成施設(東部地区)の変更 計画図



	一団地の津波防災拠点 市街地形成施設
	一団地の津波防災拠点 市街地形成施設 (変更前)
	一団地の津波防災拠点 市街地形成施設 (変更後)

